

〔事案 26-31〕 死亡保険金支払請求

・平成 26 年 10 月 29 日 裁定終了

※本事案の申立人は法人である。

<事案の概要>

告知義務違反により不支払いとなった死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 9 月に、申立人法人の前代表者を被保険者として契約したがん保険について、平成 25 年 3 月に被保険者が肺がんで亡くなったので死亡保険金を請求したが、被保険者の C T 検査での経過観察指示の不告知を理由に、告知義務違反により契約が解除され死亡保険金が不支払いとなった。

以下の理由により、死亡保険金を支払ってほしい。

- (1)平成 23 年 7 月の人間ドックの結果、C T 検査でガンは発見されておらず、告知義務違反ではない。
- (2)人間ドックの結果「次回の検査で経過を見ましょう」との記載があったが、その後の健康診断で経過を見たところ、異常はなかった。
- (3)他の保険会社の生命保険では保険金が支払われているのに、この保険会社は、不告知事実との因果関係があることを主張して不支払いにしており、不当な判断である。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)被保険者は、過去 2 年以内の健康診断において異常を指摘されたことがあるにもかかわらず、その旨を告知しておらず、客観的に告知義務違反がある。
- (2)告知義務違反について、被保険者には故意または少なくとも重大な過失がある。
- (3)被保険者が告知しなかった事実は、被保険者が死亡した原因（肺がん）と因果関係がある。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 以下の理由により、被保険者には告知義務違反があったと認められる。
 - (1)被保険者は告知書の、過去 2 年以内の健康診断・人間ドックでの異常の指摘の有無を問う項目において、「いいえ」と回答をしている。
 - (2)平成 23 年 7 月の健診結果によると、C T 検査の結果両腋窩部リンパ節等に集積が認められた旨の記載があり、C T の検査について異常を指摘され要経過観察になっていたことが認められる。
 - (3)告知書の作成は検査の 2 か月半後であることから、わずかな注意を払えば容易に検査結果を思い出し得たと言え、少なくとも不告知について重大な過失があった。
2. 以下のとおり、本件において、告知義務違反と保険事故の間に因果関係がなかったとは言えず、保険会社に保険金の支払義務があるということはできない。
 - (1)保険会社は、告知義務違反と発生した保険事故との間に因果関係がなかった場合、保険金

の給付義務を免れない（保険法 55 条、59 条）が、この場合の因果関係については、判例・通説上、不告知の事実と保険金支払事由との間に因果関係を認める余地があるのであれば、因果関係がないとは言えないとされている。

- (2) 肺がんが肺非所属リンパ節に比較的高い頻度で転移するとの医学文献も提出されていることから、CT 検査で指摘されたリンパ節の異常集積と被保険者の肺がんの間には、因果関係を認める余地がある。
 - (3) リンパ節への異常集積が転移によるものではないことを示す証拠は提出されていない。
3. 保険金が支払われるかどうかは個々の保険契約の内容によって定められるものであり、他社の保険契約において支払われているかどうかは、本契約において保険金が支払われるべきであるという理由にはならない。

【参考】

保険法第 55 条（告知義務違反による解除）

- 1 保険者は、保険契約者又は被保険者が、告知事項について、故意又は重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、生命保険契約を解除することができる。
- 2～4 （略）

保険法第 59 条（解除の効力）

- 1 （略）
- 2 保険者は、次の各号に掲げる規定により生命保険契約の解除をした場合には、当該各号に定める保険事故に関し保険給付を行う責任を負わない。
 - 一 第五十五条第一項 解除がされた時までに発生した保険事故。ただし、同項の事実に基づかずに発生した保険事故については、この限りでない。
- 二～三 （略）